

みんなでささえる 国保会計



じゅうどう せい ふく し しん きゅう し ～柔道整復師や鍼灸師の正しいかかり方～

柔道整復師(整骨院・接骨院)、鍼灸師(はり、きゅう)、あんま・マッサージにかかることを「施術を受ける」といい、施術には「保険証が使える場合」と「保険証が使えない場合」があります。

【柔道整復】

保険証が使える場合	<ul style="list-style-type: none"> • 外傷性の打撲・ねんざなど • 応急処置で行う骨折・脱臼 • 医師の同意がある場合の骨折・脱臼
保険証が使えない場合	<ul style="list-style-type: none"> • 日常生活における疲れや肩こり • スポーツなどによる肉体疲労 • 病気(神経痛・リウマチ・関節炎・ヘルニアなど)による凝りや痛み • 脳疾患後遺症などの慢性症のリハビリ • 工作中や通勤途中に起きた負傷 (労災保険からの給付になり、保険証は使えません。)

●柔道整復の施術を受ける時の注意！

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ② 病院での治療と重複はできません。
- ③ 施術が終了した後に「療養費支給申請書」に署名することが必要です。施術した日や施術内容に間違いがないか、しっかりと確認をしましょう。
- ④ 必ず支払った施術料の領収書を受け取りましょう。



【はり、きゅう、あんま・マッサージ】

これらの施術を受ける時は、医師の同意書または診断書がある場合に限り、保険証を使うことができます。

- はり、きゅうの施術を保険で受けられる疾患
神経痛、リウマチ、五十肩、ぎっくり腰、ムチウチ、^{けい わん}頸腕症候群など
- あんま・マッサージの施術を保険で受けられる症状
筋まひ、^{こうしゆく}関節拘縮

※疲労を取るためのマッサージなどは、保険の対象にはなりませんのでご注意ください。

★平成28年1月から国保関係の届出には、個人番号(マイナンバー)が必要になりますので、届出には通知カードを忘れずにお持ちください。

後期高齢者医療に関する届出にも、マイナンバーが必要になるものがあります。平成28年1月1日以降、「限度額適用・標準負担額減額認定証申請」や「再交付申請」など一部の申請でマイナンバーの記入し、通知カードや本人確認資料(免許証や保険証など)の提示が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)